

マン島の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

マン島（英語では「Isle of Man」、マン島語では「Ellan Vannin」）は、英國王室属領（Crown dependencies）の一つであり、グレートブリテン島とアイルランド島に囲まれたアイリッシュ海のほぼ中央に位置する。面積は約 572 平方メートルであり、淡路島より少し小さい程度の島であるが、そこに現在、約 88,000 人が居住している。首都はダグラス、公用語は英語とマン島語である。

マン島は、古くはヴァイキング、その後はノルウェー、スコットランド、イングランドと、いうように複数の支配者に統治されてきたが、1405 年以降は、イングランド貴族のジョン・スタンリー、そして、その子孫であるダービー伯爵家が領主としてマン島の統治を行なった。そして、1765 年に、「マン島購入法」（Isle of Man Purchase Act 1765）により、英國がマン島の支配権を購入して以降は、英國の君主がマン島の領主となっている。このような経緯を経てきた結果、マン島は、連合王国の一部ではなく、また、主権国家でもないが、高度な自治権が認められており、独自の議会と政府を有するという特殊な地位を有するに至った。但し、マン島の外交と軍事は英國政府に委ねられていること、マン島の住民には英國の市民権が認められていること等にみられるように、実質的には英國と強い繋がりを有している。

マン島は、歐州連合（EU）には加盟していないが、1972 年に英國が EC に加盟した際の取り決めにより、英國の特別領域とされ、マン島の商品の EU 域内における自由な流通が認められているが、人・資本・サービスの自由な移動は認められていない。

マン島の主要産業は金融業、観光業、製造業、農業、漁業等である。とくに、マン島の公道を猛スピードで走るオートバイレースである「マン島 TT レース」（The Isle of Man Tourist Trophy Race）は、世界的に有名である。

しばしば、「タックスヘイブン」と呼ばれるマン島には、譲渡税、相続税、キャピタルゲイン税、印紙税が無く、所得税率は 10~20%（非居住者は一律 20%）であり、法人税率は（一部の例外はあるものの）0% である²。マン島においては、とくに、企業・企業グループが自社・自社グループのリスクのみを引き受けさせるために子会社として設立するキャプ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 2011 年 9 月 1 日、「租税に関する情報の交換のための日本国政府とマン島政府との間の協定」が発効した。これにより、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に向けた国際的な情報交換が行われることが期待される。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/sy230803im.htm

ティプ保険会社が多数設立されている。

マン島の法制度は、英國のコモン・ロー等の法制度の影響を大きく受けている。例えば、契約法、不実表示及び不公正契約条項法、仲裁法、倒産法、婚姻事件法、授權法、ソリシタ一法、社会保障法及び都市計画法等は、マン島法が、既存の英國法とほぼ同じ内容で制定した例として挙げることができる³。但し、税法、会社法等については、マン島法と英國法との間には相違がある。

II 憲法

マン島には、単一の成文憲法典は存在しない。マン島議会で制定された法律（例えば、「Constitution Act 1990」、「Constitution Act 2006」等）、慣習法等が、実質的意味の憲法を形作っている。

1 統治機構

（1）領主・総督

マン島の領主（Lord of Mann）は英國女王である。女王は、英國枢密院の助言に基づき、総督（Lieutenant Governor）⁴の任命、マン島議会を通過した法案の裁可等を行う⁵。

通常は、女王の代理人として、総督が、マン島における女王の権限を行使する。総督は女王により任命され、総督の任期は5年である。総督は、かつては、マン島の司法・行政・財政等に関する広汎な権限を掌握していたが、1961年に司法部と行政部の長としての権限を、1980年に上院議長職を、1990年に高等院議長職を失った。このように、総督の多くの権限は、首席大臣（Chief Minister）及び閣僚協議会（Council of Ministers）等に移行した。また、総督の権限は、現在、首席大臣の助言と同意に基づいて行うものとされている。これらのことから、現在では、総督の地位は、儀礼的なものにとどまるといえる⁶。

（2）立法府

長い民主主義の伝統を有するマン島の立法府は、「ティンワルド」（Tynwald）と呼ばれる。これは、ヴァイキングの時代であった979年から今日まで千年以上も続く「世界最古の議会」といわれている。ティンワルドは、三院制となっている。即ち、「下院」（The House of

³ 『Legal Aspects of Doing Business in Europe, Second Edition』（JURIS、2015年）IM-2頁。

⁴ 「副総督」と訳されることもあるが、別に「Governor」が存在するわけではないため、本稿では「総督」という訳を用いることとする。弥久保宏著「英國王室保護領マン島の統治システムについて—世界最古の議会 Tynwald の構造を中心に—」（『駒沢女子大学研究紀要 第17号』（駒沢女子大学、2010年）所収）322頁の注（9）を参照。

⁵ 弥久保・前掲書323頁。

⁶ 弥久保・前掲書311頁、322頁。

Keys) と「上院」(The Legislative Council) の二院を中心としながらも、上下両院の議員により合同で構成される最高意思決定機関としての「高等院」(The High Court of Tynwald) も存在する⁷。なお、マン島では、実際上、政党政治は存在せず、そのため、政治的には非常に安定しているといわれている。

下院は、直接選挙により選出された 24 名の議員により構成される。議員の任期は 5 年である。下院は、女王の代理人である総督によって、解散があることがある⁸。

上院は、11 名の議員により構成される。議員の任期は 4 年であるが、2 年ごとに半数ずつ改選される。上院議員のうち 3 名は、高等院議長、ソドー及びマンの主教、司法長官が兼務する。残りの 8 名は、下院議員により選出される⁹。

高等院は、上下両院の議員により合同で構成される最高意思決定機関である。高等院議長は、高等院の全議員の中から選出される。議員の任期は 6 年である。高等院の権限としては、①法案への上下両院の議員による署名、②女王への裁可の申請及び受領、③閣僚への質問等がある¹⁰。

マン島における制定法としては、マン島議会で制定された法律と、英國議会で制定された法律の 2 種類がある。これら 2 種類の法律の関係は、必ずしも明確ではない。

法案は、まず下院で審議されてから、上院に送られ、採決された後、高等院で署名される。その後、法案は、女王又はその代理人である総督により裁可される。なお、毎年 7 月 5 日の「ティンワルドの日」には、ティンワルドの丘において青空議会が開催され、過去 1 年間に制定された法律が口頭で公布される¹¹。

英國議会もマン島に適用される法律を制定することができるが、マン島の内政問題に関しては、マン島議会の同意を要する。この「マン島議会の同意を要する」ことの性質について、マン島議会は「法的拘束である」と主張しているのに対し、英國議会は「単なる慣例である」と主張している。英國議会で制定された法律をマン島に拡張適用する場合、枢密院令により当該法律に拡張条項を設けるか、あるいは、法律の効力がマン島にも及ぶことが法律に明記される必要がある。女王が、英國議会で制定された法律をマン島に適用する場合、及び、マン島議会を通過した法案を裁可する場合、英國枢密院の法務大臣の助言に従うこととされている¹²。

(3) 行政府

行政権は、首席大臣を含む 10 名の閣僚協議会（内閣）が有する。首席大臣は、議員の中から選出され、他の閣僚を指名し、連帶責任を負うものとされており、英國と同様、議院内

⁷ 弥久保・前掲書 310~311 頁。

⁸ 弥久保・前掲書 311 頁。

⁹ 弥久保・前掲書 313 頁。

¹⁰ 弥久保・前掲書 314 頁。

¹¹ 弥久保・前掲書 315~316 頁。

¹² 弥久保・前掲書 319~320 頁。

閣制が採られているといえる¹³。閣僚協議会は、議会解散権を有しないのに対し、議会は、閣僚協議会に対する不信任決議権及び首席大臣の指名権を有する¹⁴。

前述したとおり、従来は総督の権限であったものが首席大臣や閣僚協議会に移行されたことから、首席大臣及び閣僚協議会の権限が以前に比べて強化されている。

（4）司法府

マン島の司法裁判所制度には、大きく分けて、①各種の「Lower Courts」、②「High Court of Justice – Civil Division」及び「Court of General Gaol Delivery」、③「Staff of Government (Appeal Division) of High Court of Justice」及び④「Privy Council」（英國枢密院司法委員会）の4つのレベルがある¹⁵。

各種の「Lower Courts」には、例えば、刑事事件についての「Court of Summary Jurisdiction」がある。重罪の場合は、「Court of General Gaol Delivery」が管轄する。

「High Court of Justice – Civil Division」は、民事事件及び家事事件を管轄する。

控訴裁判所として、「Staff of Government (Appeal Division) of High Court of Justice」がある。「High Court of Justice - Civil Division」における民事事件及び家事事件の第一審判決、並びに「Court of Summary Jurisdiction」及び「Court of General Gaol Delivery」における刑事事件の第一審判決に対する控訴事件を管轄する。

「Staff of Government (Appeal Division) of High Court of Justice」による控訴審判決に対しては、「Privy Council」（英國枢密院司法委員会）に上告することができる。

2 人権

選挙権について述べると、マン島では、1867年から、下院議員が選挙により選出されるようになったが、当時、選挙権は、財産を所有する成人男子に限定されていた。しかし、早くも1881年には、選挙権が、財産を所有する成人女子にも認められるようになった。そして、1919年には、男女の普通選挙が行われるようになった。また、選挙権の年齢も、1971年には21歳から18歳に引き下げられ、2006年には16歳に引き下げられた¹⁶。このように、マン島は「世界最古の議会」といわれる「ティンワルド」の長い民主主義の伝統を有するためか、マン島における選挙権の保護は、英國等よりも早く拡充してきたといえる。

3 法令及び判決例

¹³ 弥久保・前掲書321頁。

¹⁴ 弥久保・前掲書322頁。

¹⁵ <https://www.courts.im/courtinformation/courtstructure/>

¹⁶ 弥久保・前掲書318~319頁。

マン島の法制度は、コモン・ロー、慣習法及び制定法等により形作られている。

マン島におけるコモン・ローが、英國法から大きな影響を受けてきたことはいうまでもない。

慣習法は、マン島がヴァイキングに支配されていた時代から存在していたものであり、現代でも、とくに不動産法の分野において、スカンジナビア慣習法の影響がみられる¹⁷。

制定法には、前述したとおり、マン島議会で制定された法律と、英國議会で制定された法律の2種類がある。マン島議会で制定された法律であっても、その多くは、英國法を参考に策定されており、内容は非常に類似したものとなっていることが多い。

マン島の法令は、マン島政府の管理するウェブサイト「legislation.gov.im」¹⁸において、英語で検索・調査することができる。

III 民法

マン島には、ドイツやフランスにおけるような民法典は無い。しかし、個別の分野に関して制定された法律が、必ずしも網羅的ではないものの、存在する。

マン島の契約法、不法行為法、家族法等の内容は、英國のものに非常に類似しているといえる。

契約法についてみると、約因、違法性、申込と承諾、過失、目的達成不能、代理については、英國法と同様に適用される。マン島の裁判所は、契約法の分野において、一般に、英國の判例法をも適用する¹⁹。

不法行為法についてみると、過失及び不法妨害を含め、全体にわたり、英國法と類似している。マン島の1954年名誉棄損法は、英國の1952年名誉棄損法と同様である²⁰。

マン島の不動産法は、以前は英國のものに類似していた時期もあったが、英國法がたびたび改正されたため、現在では、マン島と英國の不動産法の違いが大きくなっている（例えば、不動産の譲渡手続）²¹。

信託法については、マン島法は英國法の直接的な影響を受けている。マン島の信託投資法は、英國法に非常に類似している²²。

マン島においては、2016年の婚姻法改正により、同性婚が認められるとともに、異性カップルが結婚ではなく市民パートナーシップ（civil partnership）を選択することも認められるようになった。

マン島の民法分野の法律は、主な体系の全てが成文法だけで形作られているわけではな

¹⁷ 『Offshore Service』（Tolley）IOM.5頁。

¹⁸ <https://www.legislation.gov.im/cms/en/>

¹⁹ 前掲『Legal Aspects of Doing Business in Europe, Second Edition』IM-2。

²⁰ 前掲『Legal Aspects of Doing Business in Europe, Second Edition』IM-2。

²¹ <http://www.acsp.co.im/info-centre/legal-system>

²² 前掲『Legal Aspects of Doing Business in Europe, Second Edition』IM-3。

いが、体系の重要な一部を形成していることは事実であり、成文法と判例法の両方を合わせて検討する必要があるといえよう。

IV 会社法

マン島の会社法は独自性を有しており、英國の会社法とは異なるものとなっている²³。マン島法人は、①1931年から2004年までの会社法により設立された法人、及び②2006年の会社法により設立された法人の2種類に大きく区分される。①の制度の下では、「limited companies」(これにも、「a company limited by shares」及び「a company limited by guarantee」がある)及び「unlimited companies」という会社の種類が認められる。また、「private company」(私会社)と「public company」(公開会社)の区別もある。1996年には、「limited liability companies」(有限責任会社)も認められた。②の制度の下では、「a company limited by shares」、「a company limited by guarantee」、「a company limited by shares and by guarantee」、「an unlimited company without shares」、「an unlimited company with shares」という会社の種類が認められる。また、「international business companies」として簡便な法人ビーカルの設立が認められた。これには、授権資本や資本維持の要件がないこと、単独取締役や法人取締役を認めてること、株主総会を開催する必要がないこと等のメリットがある²⁴。

V 民事訴訟法

マン島における民事訴訟事件の第一審は「High Court of Justice - Civil Division」が管轄する。控訴審は「Staff of Government (Appeal Division) of High Court of Justice」、上告審は「Privy Council」(英國枢密院司法委員会)が管轄する。

マン島における弁護士は「advocates」と呼ばれる。これは、英國の「solicitors」及び「barristers」を合わせたものに相当し、広い職務範囲を有する²⁵。

近時、マン島の訴訟手続のIT化に向けた改善が図られている。例えば、2003年より口頭審理全体のデジタル録音及びCDへの記録保存、2008年よりテレビ会議システムの導入等が実施されている。

VI 刑事法

²³ <http://www.acsp.co.im/info-centre/legal-system>

²⁴ 本庄資著『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』(日本租税研究協会、2013年) 208頁。

²⁵ <http://www.acsp.co.im/info-centre/legal-system>

マン島の刑法は、英国の刑法に基本的に従う形で、19世紀に制定された²⁶。

死刑は、英国では1973年に廃止されたが、マン島で廃止されたのは1993年であった。

マン島における刑罰の一つである「鞭打ち」の刑は、欧州人権裁判所により、時代遅れであるとの勧告を受け²⁷、2000年に廃止された。

マン島における刑事訴訟においては、一部の重大犯罪について、陪審制が採用されている（例えば、窃盗、住居侵入、薬物犯罪、殺人、強姦等）²⁸。「Court of General Gaol Delivery」における刑事事件は全て、陪審員（7名又は12名）が出席する²⁹。陪審員は、18歳以上65歳以下の者で5年以上イギリス諸島に居住している者でなければならず、選挙人名簿の中から無作為で抽出された者の中から選ばれる³⁰。「Court of Summary Jurisdiction」においては、罰金、社会奉仕命令、プロベーション命令、又は一定期限内（通常は、12か月以内）の拘禁刑を言い渡すことができる。

他の諸外国と同様に、マン島においても、テロリズムやマネーローンダリングを防止するための法律がある。例えば、「テロリズム及び犯罪に対抗するための法律」（2003年）、「テロリズム（金融）法」（2009年）、「マネーローンダリング及びテロリズム金融法」（2013年）である。「マネーローンダリング及びテロリズム金融法」により課せられる義務には、本人確認、記録保存、疑わしい取引の報告、内部者のスクリーニング、内部管理等の手続を維持すること等が含まれる³¹。

VII 参考資料

以上、マン島法の概要を簡単に紹介してきたが、マン島法については、ドイツ法、フランス法及び英國法と比べると、日本語の文献・論文等は非常に少ない。しかし、英語による情報源及び文献・論文等については、比較的多いように思われる。

マン島法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

今後、マン島法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.10』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第49回 マン島」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするも

26 <http://www.acsp.co.im/info-centre/legal-system>

27 弥久保・前掲書320頁。

28 <https://www.courts.im/juryservice/functionsandduties.xml>

29 <https://www.courts.im/courtinformation/courtstructure/courts/generalgaol.xml>

30 <https://www.courts.im/juryservice/eligibility.xml>

31 前掲『Offshore Service』IOM.11頁。

のであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。